

栄 村
地球温暖化防止実行計画



平成25年度～平成29年度
長野県 栄村

目 次

第1章	計画の背景	
(1)	地球温暖化とは	1
(2)	計画の目的	1
(3)	計画期間	1
(4)	対象とする温室効果ガス	1
(5)	対象の範囲	2
第2章	温室効果ガス総排出量	2
第3章	温室効果ガスの削減目標	
(1)	温室効果ガスの削減目標	3
(2)	排出要因別の目標活動量	3
第4章	二酸化炭素の排出削減のための取り組み	
(1)	推進方法	4
第5章	計画の点検と見直し	
(1)	点検の内容	5
(2)	実行計画の見直し	5
(3)	公表	5

第1章 計画の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化は、人間活動による二酸化炭素を始めとする大量の温室効果ガスの排出により大気中の濃度が増え、太陽や地表からの熱が温室効果ガスに吸収されて、気温が上昇する事で異常気象や海面上昇など地球環境へ様々な影響を生じる事が問題となっています。

(2) 計画の目的

平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議において、先進国から排出される温室効果ガスの具体的削減数値目標や削減方法などを定めた「京都議定書」が作成され、日本は2008年から2012年までの5年間で、1990年と比べ温室効果ガスを6%削減することが定められました。

また、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体には実行計画の策定が義務付けられました。

本村では平成18年3月に「地球温暖化防止計画」（以下「前計画」という。計画期間平成18年度～平成22年度）を策定し、環境保全、温室効果ガス抑制を行ってまいりましたが、今回、前計画の期間が満了したことから新たな計画を策定し、更なる地球温暖化防止を図ります。

(3) 計画期間

計画の期間は、平成24年度を基準とし平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

法律により規定されている温室効果ガスは下記の6種類ですが、本計画の対象とする温室効果ガスはエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素のみとします。

ガスの種類	主な発生源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料（石油・石炭等）の燃焼など
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒など
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造など
6フッ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体、半導体の製造など

(5) 対象の範囲

対象範囲は本村が地方公共団体として行う全ての事務・事業とします。

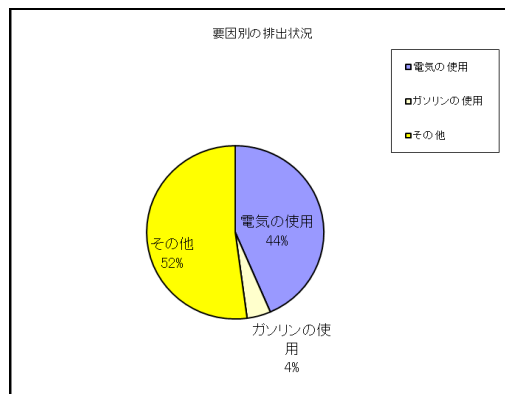
なお、外部へ委託している事業（施設の管理運営を含む）については計画の対象外とします。また、災害復旧等臨時的に発生した事業等についても対象外とします。

2章 温室効果ガス総排出量

栄村の所有・管理する公共施設における温室効果ガスの総排出量は以下のとおりです。

温室効果ガス総排出量（基準年度：平成24年度）
1, 970, 594 Kg-CO2

排出要因	活動量	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)
電気の使用	1, 656, 711 kWh	858, 176
灯油の使用	184, 577 リットル	459, 501
LPGの使用	3, 671 m ³	21, 908
ガソリンの使用	36, 734 リットル	85, 284
軽油の使用	211, 115 リットル	545, 725



◎参考 二酸化炭素排出係数

電気	0.518 kg-CO2/kWh
灯油	2.489 kg-CO2/リットル
LPG	5.968 kg-CO2/m ³
ガソリン	2.322 kg-CO2/リットル
軽油	2.585 kg-CO2/リットル

第3章 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標

(目標)
温室効果ガスの排出量を、平成29年度までに、平成24年度と比べて**6%削減**。

	現 状 (平成24年度)	目 標 (平成29年度)	削減率
温室効果ガス排出量	1, 970, 594 kg-CO ₂	1, 852, 358 kg-CO ₂	6%

(2) 排出要因別の目標活動量

排出要因	平成24年度 実績活動量	平成29年度 目標活動量
電気の使用	1, 656, 711 kWh	1, 557, 308 kWh
灯油の使用	184, 577 リットル	173, 502 リットル
LPGの使用	3, 671 m ³	3, 451 m ³
ガソリンの使用	36, 734 リットル	34, 530 リットル
軽油の使用	211, 115 リットル	198, 448 リットル

第4章 二酸化炭素の排出削減のための取り組み

(1) 推進方法

日常的な事務活動や施設管理においては、省エネルギー型設備、機器の積極的な導入や、省エネルギー行動の徹底により温室効果ガス排出量の削減を図ります。物品については、「栄村グリーン購入調達方針」に沿って環境に配慮した物品の優先的な購入や、使用量の抑制、リサイクル等の取り組みを進めます。

①電気

- ・ 始業前、昼休み、時間外等の消灯運動を徹底する。
- ・ 会議室、ホール、廊下等未使用時や不要な照明を消灯する。
- ・ 使用しない電気機器の電源 OFF を徹底する。
- ・ 電気機器類の導入や更新時には省エネルギー型の機器を導入する。
- ・ 照明灯の更新時には、高効率型を導入する。
- ・ 自然エネルギー設備について導入検討を進める。

②冷暖房

- ・ 冷暖房機の運転を適正に行う。(冷房28℃、暖房20℃に設定)
- ・ 夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズを徹底する。

③車両

- ・ 不要なアイドリングをしない。
- ・ エコドライブの推進を行う。
- ・ 通勤における徒歩、自転車、公共交通の利用を励行する。
- ・ 車両更新時に低燃費、低公害車を導入する。

④その他

- ・ 廃棄物の適正な分別を行い、再資源化を推進する。
- ・ 会議資料等の簡素化に努める。
- ・ 物品の長期使用に努める。
- ・ 再生利用品等を率先して購入する。

第5章 計画の点検と見直し

(1) 点検の内容

計画の実施状況を確認するため、毎年、温室効果ガス排出量の調査を行います。

(2) 実行計画の見直し

目標達成に向けて、点検結果や進捗状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 公表

事務・事業による温室効果ガスの排出量や取組状況等について、ホームページ等により公表します。